

意見公募時の案との差異

定めた命令等	意見公募手続を実施した命令等の案
<p>(風力発電設備の設置等の届出)</p> <p>第三条 法第四条第一項の規定による届出は、別記様式第一による<u>届出書</u>に次に掲げる書面のいずれかを添付して行うものとする。</p> <p>一～三 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 法第四条第五項の規定による届出は、別記様式第三による<u>届出書</u>に、風力発電設備の設置等に係る工事が施工中であるものについては、当該工事が施工中であることを証する書面を、次条各号のいずれかに該当するものについては、それを証する書面を添付して行うものとする。</p> <p>(施工中となる準備の完了)</p> <p>第四条 法第四条第四項の規定により、風力発電設備の設置等に係る工事の施工の準備の完了の程度で当該風力発電設備の<u>設置等</u>に係る工事が施工中となるものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～三 〔略〕</p>	<p>(風力発電設備の設置等の届出)</p> <p>第三条 法第四条第一項の規定による届出は、別記様式第一による<u>届出</u>に次に掲げる書面のいずれかを添付して行うものとする。</p> <p>一～三 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 法第四条第五項の規定による届出は、別記様式第三による<u>届出</u>に、風力発電設備の設置等に係る工事が施工中であるものについては、当該工事が施工中であることを証する書面を、次条各号のいずれかに該当するものについては、それを証する書面を添付して行うものとする。</p> <p>(施工中となる準備の完了)</p> <p>第四条 法第四条第四項の規定により、風力発電設備の設置等に係る工事の施工の準備の完了の程度で当該風力発電設備の<u>設置</u>に係る工事が施工中となるものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～三 〔略〕</p>
<p>別記様式第一 (第三条関係)</p> <div data-bbox="242 1563 782 1657" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">風力発電設備設置等工事計画届</p> <p style="text-align: center;">〔以下略〕</p> </div> <p>〔注略〕</p>	<p>別記様式第一 (第三条関係)</p> <div data-bbox="813 1563 1353 1657" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">風力発電設備設置工事計画届</p> <p style="text-align: center;">〔以下略〕</p> </div> <p>〔注略〕</p>
<p>別記様式第二 (第三条関係)</p> <div data-bbox="242 1809 782 1904" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">風力発電設備設置等工事計画届</p> <p style="text-align: center;">〔以下略〕</p> </div> <p>〔注略〕</p>	<p>別記様式第二 (第三条関係)</p> <div data-bbox="813 1809 1353 1904" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">風力発電設備設置工事計画届</p> <p style="text-align: center;">〔以下略〕</p> </div> <p>〔注略〕</p>